

「春秋」とは何か(三)

— 春秋左氏伝 —

高橋君平

春秋左氏伝

前稿で述べたように「春秋經」は魯の隱公元年(西暦紀元前六八〇年)から哀公十六年(西紀前九二二年)まで二百四十二年間に各国に生起した天文・祭祀・喪葬・戰陣・伐滅・弑殺・朝聘、会・盟・奔走・婚姻・農事・豊凶……など無数の事象を、一字句二字句三字句四字句・五六字句八九字句……など簡単な表現で、客観的に記述したものだが詳しいことはわからない。そこで「伝」が要求される。春秋左氏伝はその要求に応えた最初のもので、經の成立後百年か二百年にできたものと思われる。作者は左・丘明であるか、左丘・明であるか、それとも他の誰であるか未だにはっきりしないが、それを追究する必要はあるまい。ただ伝文にあらわれる評論が、礼・非礼・孝・忠・信・義など、それから君子・仲尼の曰語、詩・書・易、それから堯舜禹湯、夏殷周公文武の故事を多く引用する事実から、作者は孔子の礼教を遵奉する篤学の士と推断される。

しかしながら、人事を「物語」ふうに敷衍構成し、実際にはありえないような事柄を点綴して読者の興味をそそり、中国文学の特色である対応表現が多く、行文流麗で、極めて文学性が高い。

本稿は児島獻吉郎氏の注釈のある「国訳漢文大成」本(大正十年八月十五日再版、国民文庫刊行会)に拠った

が、これはもちろん、現行の十三經注疏本が底本である。

春秋左氏伝の冒頭第一は如左：（ ）内は注釈。

〔内は筆者の所見〕

隱公(名は息姑、恵公の長子)

惠公(魯国第十二代の君)の元妃(正夫人)は孟子(夫人は生家の姓を称す、孟は姉妹中の最も年長者、子は宋の姓)なり。孟子卒せしかば(薨と称せざるは喪を成さざればなり)、室を繼ぐに(後妻に)声子を以てし、隱公を生めり。(始め)宋の武公仲子を生むや、仲子生れて文あり(仲子の手の理に魯の字あり、武公之を愛しき、桓公(隱公の弟、名は軌)を生めり。而して惠公薨じぬ。是を以て、隱公立ちて之を奉ぜり。(隱公立ちて君となり、桓公を奉じ、其の長するを待ちて、位を之に致さんとする也)

經 元年、春、王の正月、三月、公(隱公)、邾の儀父と蔑に盟う。夏五月鄭伯、段に鄢に克つ。秋七月、天王宰(宰)咺をして來りて惠公仲子の贈を帰らしむ。九月、宋人と宿に盟う。冬十有二月、蔡伯来る。公子益子、卒す。**伝** 元年(周の平王四十九年)春、王の周の正月。即位を書せざるは撰(隱公立てりと虽も終に國を桓公に譲るの志あり)なればなり。

三月、公、邾の儀父と慶に盟うとは、邾子克のことなり。未だ王命あらず。故に爵(邾は子爵の国)に書せず。儀父(克の字)と曰いしは、之を貴べる也。公、位を撰して、好を邾に求めんと欲す。故に慶の盟を為せる也。

〔伝の書、不書、貴之也、などという評語にはこだわる必要はないだろう〕

〔次の五百四十余字の伝文は、經「鄭伯克段于鄢」六字を「物語」ふうに敷衍構成したもの〕

初め鄭の武公、申に娶る。武姜と曰う。莊公及び共叔段を生めり。莊公、寤生(逆生なり)して姜氏を驚かせし故に、名づけて寤生と曰い。(姜氏)遂に之を惡み、共叔段を愛して、之を立てんと欲し、亟々武公に請へども、公許さざりき。莊公、位に即くに及び、之が為めに制(鄭の邑)を請う。公曰く『制は嚴邑(險阻の地)なり。虢叔(虢の弟)に死せり。他の邑ならば、惟命のままなり』と。京(鄭の邑)を請いしかば、之に居らしめ、之を京城の大叔と謂へり。(大夫)蔡仲曰く『都城(諸侯の子弟の封邑地)百雉(方丈が堵、三堵が雉、一雉の牆は長さ三丈、高さ一丈)に過ぐるは國の害なり。先王の制に、大都(諸侯の城は方五里、徑三百雉、大都も百雉を過ぐるを得ず)は國を參にして一、中は五の一、小は九の一に過ぎず。今京は度あらず、制に非ざる也。君將に堪えざらんとす』と。公曰く『母(母ナ)姜氏之を欲す、焉ぞ害を辟けん』と。対えて曰く『姜氏は何の厭(厭)くことか之れ有らん。早く之が所を為すに如かず。滋蔓せしむること無かれ。蔓すれば図り難からん。蔓草すら猶お除く可からず、況や君の寵弟をや』と。公曰く『多く不義を行はば、必ず自ら斃れん。子、姑く之を待て』と。既にして大叔、西鄙北鄙に命じて己に貳せしむ(鄭伯に背きて己に従わしむ)。公子呂曰く『國、貳に堪えず。君、將に之を若(いか)くにせんとする。大叔に與えんと欲するならば、臣請う之に事えん。若し與えざるならば、則ち請う之を除かん。民心を生ぜしむる無かれ』と。公曰く『(ゴトヲク)庸(わう)ふること無し。將に(ニ)及ばんとす』と。〔鄭伯の母と弟に対する寛容さが想見される〕大叔、又、貳を收めて以て己の邑と為し、廩延に至れり。子封曰く『(テ)可なり厚ければ將に衆を得んとす』と。公曰く『不義なれば眡(眡)しからず。厚くとも將に崩れんとするのみ』と。大叔、完聚し、甲兵を繕め、卒乘を具へ、將に鄭を襲わんとし、夫人將に之を啓かんとす。公、其期

を聞きて曰く『可なり』と。子封に命じて車二百乘を帥いて以て京を伐たしむ。京、大叔段に叛く。段、鄢に入る。公、之を鄢に伐つ。五月辛丑、大叔出でて共に奔る。書して『鄭伯、段に鄢に克つ』と曰うは、段、不弟なるが故に、弟と言わず。二君の如し、故に克つと曰い。鄭伯と称し、教を失えるを譏るなり。〔教を失え
るは姜氏。〕「鄭伯」の称はこの後、數十百回一無数に出てくるが褒貶を寄せたものは一つもない、だから『鄭伯
と称し。教を失えるを譏るなり』という左伝は誤る。〔之を鄭志と謂う。〕〔鄭国の人の意志を孔子が取られたる
也〕〔と謂うのも誤る。左伝は孔子の作ではないから〕出奔すると言わざるは、之を難しとしたれば也。〔段の勢
強大にして鄭伯僅かに能く之に克ち、其出でて奔れるは、實に大幸に出づるのみ。孔子、強臣の制し難きを見
わして、後世を戒めんと欲す、故に出で、奔ると言わズ。伝に其意を积する也〕〔ここも前同様妥当でない〕
遂に姜氏を城頃(鄭の地)に賓く。而して之に誓つて曰く『黄泉に及ばずんば相見ること無けん』と。既にし
て之を悔ゆ。

穎孝叔は穎谷の封人(封疆を典るもの)たり。之を聞きて、公に獻ることあり。公、之に食を賜うに、〔叔孝〕食
うて肉を含けり。公、之を問う。対えて曰く、『小人、母あり、皆。小人の食を嘗む。未だ君の羹を嘗めざれ
ば、請わくは以て之に遺らん』と。公曰く『爾は母ありて遺る。〔叔〕我は独り無し』と。穎孝叔曰く、『敢て問
う何の謂ぞや』と。公之に故を語り、且つ之に悔いたるを告ぐ。〔叔〕対えて曰く、『君何ぞ患えん。若し地を
闢りて泉に及び、隧にして相見えば、其れ誰か然らずと曰わん』と。公、之に従う。公入りて賦すべし。（賦）賦すらく、『大
隧の中、其樂しみや融々(和樂の貌)たり』と。姜も出でて賦すべし。（賦）賦すらく、『大隧の外、其樂しさや泄泄(舒び散する
貌)たり』と。遂に母子たること初の如くなりぬ。君子曰く、『穎孝叔は純孝なり。其母を愛して、施いて莊公
に及ぼせり。詩に曰く(詩の大雅既醉の五章)「孝子匱（とほ）しからず。永く爾に類を錫う」とは、其れ是れの謂か』
と。

「これで『孝行物語』は終る。経にも伝にもかかわりのない穎孝叔なる人物を仲介役に引き出し、隨の内外で鄭伯、姜氏各別にそのヨロコビを賦せしめたのは中国文学らしい巧緻な結構である。しかし鄭伯に孝心がなければこの物語は成り立たないのだから「純孝」の称は穎孝叔一人に贈るべきものでは断じてない」

秋七月、天王宰咺をして來りて惠公仲子の贈(喪を助くる輿馬の贈物)を帰らしむとは(惠公ノ喪シタル)緩れたり、且た(仲子ヨリ)子氏(仲子)未だ薨せざるなり。故に名をいいしなり。天子は七月にして葬り、同軌(車軌を同じくする天下の諸侯)畢く至る。諸侯は五月にして(リ)同盟至る。大夫は三月にして(リ)同位至る。士は月を踰えて(リ)外姻(他国に在る姻戚)至る。死に贈つて戸に及ばず(戸は未だ葬らざる時の通称。既に葬りて後、贈を贈るは非礼)。生を弔して哀に及ばず(生は生き残りたる人。死を哀しむの心薄らぎたる頃に弔慰するも、非礼)、凶事を豫するは(未だ死せざるに弔するをいふ)、(共ニ)礼に非ざるなり。

八月、紀人、夷を伐つ。夷告げず。故に書せず。

蜚(いなむし)あり。災を為さず。亦書せず。

惠公の季年、宋の師を黃に敗りしが、公立つて成^{たらぎ}を求めたり。九月、宋人と宿に盟うとは(隠公立チ)始めて通ぜしなり。

冬、十月庚申、惠公を改葬す。公臨まざりしが故に、書せず。惠公薨せしとき、宋の師あり、太子少かりき。葬ること故に闕くること有り。是を以て改め葬れるなり。衛公來りて葬に会せしが、公を見ざれば、亦、書せず。

鄭の共叔の乱に、公孫滑(鄭の共叔段の子)出で、衛に奔れり。衛人、之が為めに鄭を伐ち、廩延を取る。鄭人、王師虢師を以て衛の南鄙を伐ち、師を邾に請う。邾子、公子豫(魯の大夫)に私せしむ(兵を出して救わん

ことをひそかに申し入れたるなり)。豫、行かんことを請う。公許さず。(豫)遂に行き、邾人、鄭人と、翼に盟う。書せざるは、公の命に非ざればなり。

新たに南門を作る。書せざるは、亦公の命に非ざればなり。

十二月、蔡伯来る。王命に非ざるなり。

「以上が春秋左氏伝冒頭の第一年隠公元年の條、伝の全部である。伝は経の後に続くものだが、いま隠公が立つに至った経緯を明らかにするために、経の前に短い伝が補記されているのは格である。

これで條と伝との関係がよくわかると思う。こういう経伝方式が、隠公11年、桓公18年、莊公32年、閔公2年、僖公33年、文公18年、宣公17年、成公18年、襄公15年、昭公32年、定公15年、哀公16年までつづき、更に伝だけは哀公二十有七年までつづいて終結するのである。

隠公元年の「鄭伯克段于鄢」はすでに結着した事件だから、五百余字の「孝行物語」にまとめられたわけだが、以後の事件は逐年継続するので左伝もそれを一編にまとめることができない。

「いま興味をそそる人物、荀息、重耳、介之推、趙宣、などにつきその一斑を摘記してみよう」

僖公二年 経 春王の正月、楚丘に城^きづく。夏五月辛巳、我が小君哀姜を葬る。虞の師、晋の師、下陽を滅ぼす。秋九月……

伝 夏晉の里克・荀息、師を帥いて、虞の師と会し、號を伐ちて下陽を滅ぼす。::

経 三年春王の正月、雨ふらず。夏四月雨ふらず。::

伝 三年春、雨ふらず。夏六月雨ふる。十月より雨ふらずして五月に至りしなり。旱すと曰わざるは、災を

為さざればなり。：

伍 四年：初め、晋の献公、驪姬を以て夫人と為さんと欲し、之を卜するに不吉なり、之を筮するに吉なり。公曰く『筮に従わん』ト人曰く『筮は短く、龟は長し。長きに従うに如かず。且つ其繇（ト兆の辞）に曰く「之姫）を專にせば渝り、公の瑜（太子申生の母）を攘まん。…』と。必ず不可なり』と。聽かずして之を立て、奚齊を生む。其姊、卓子を生めり。將に奚齊を立てんとするに及びて、既に中大夫と興に謀を成せり。姫、大子に謂いて曰く『君、斉姜（大子申生の母）を夢みぬ。必ず速に之を祭れ』と。大子曲沃に祭り、昨（祭の肉）を公に歸る。公歎す。姫、諸を宮に賓く。六日にして公至る。毒して之を獻す。公、之を地に祭るに、地墳る。犬に與うるに犬斃る。小臣に與うるに小臣も亦斃る。姫泣きて曰く『賊は大子に由る』と。大子、新城に奔る。公、其傅杜原款を殺す。或、大子に謂う、『子辭せよ。君必ず辯ぜん』と。大子曰く『君、姫氏に非ずんば居、安からず、食、飽かず。我辭せば、姫必ず罪あらん。君は老いたり、吾も亦樂しからざらん』と。曰く、『子其れ行れ』と。大子曰く『君、實に其の罪を察にせず。此名（罪名）を被りて以て出でなば、人、誰か我を納れん』と。十二月戊申、新城に縊る。

姫、遂に二公子を譖りて曰く『皆之を知れり』と。重耳（後の文公）は蒲に奔り、夷吾（後の恵公）は屈に奔る。
伍 五年：晋侯、大子申生を殺すの故を以て來り告げしむ。初め晋侯、士蔿をして二公子の為めに蒲と屈とに築かしむ。慎まず。薪を賣けり。夷吾、之を訴う。公、之を讓めしむ。士蔿稽首して對えて曰く『臣之を聞く、「喪無くして感めば、憂必ず齧（憂患が必ず来る）、戎無くして城づけば、讎必ず保つ（寇に却つて用いらる）』と。寇讎に之れ保たる。又何ぞ慎まん。官を守りて命を廢するは不敬なり。讎の保を固むるば、不忠なり。忠と敬とを失はば、何を以てか君に事えん。詩（大雅板篇）に曰く、「德を懷えば惟れ寧く、宗子惟れ城なり」と。君其れ徳を修めて宗子を固くせば、何の城か之に如かん。三年にして、將に師を尋いんとす。焉ぞ

慎しむこと用ゐんと』と。退きて賦して曰く、『狐裘、尨茸たり(裘の破れて毛の散乱する貌)。一国に三公あり(君となるべき者多し)。吾、誰にか適徒せん』と。難に及びて、公、寺人坡をして蒲を伐たしむ。重耳曰く『君父の命は校がず』と。乃ち宿えて曰く『校がんものは吾が讐なり』と。垣を踰えて走る。坡、其祛(袂)を斬る。遂に出でて翟に奔る。

伝 七年 : 「管仲と齊侯との応答がある」

九年 :

九月、晋の献公卒す。里克、丕鄭(大夫)文侯(即ち重耳)を納れんことを欲す。故に三公子(申生、重耳、夷吾)の徒を以て乱を作す。初め献公、荀息をして奚齊に傳たらしむ。公疾む。之を召して曰く『是の藐たる孤を以て、辱^{わざけな}うするは迷惑を引受けてくれるのは大丈夫に在り、其れ之を若何にする』(荀)稽首して対えて曰く『臣、其股肱の力を竭して、之に加ふるに忠貞を以てせん。其れ濟らば君の靈なり。濟らずんば則ち死をして之に繼がん』。公曰く『何をか忠貞と謂う』。対えて曰く、『公家の利、知りては為さざること無きは忠也。往(獻公をさす)を送り居に事え、耦ながら俱に猜^{うたがい}無きは、貞也』と。

里克将に奚齊を殺さんとするに及びて、先ず荀息に告げて曰く、『三怨(三公子の徒)將に作らんとし、秦晉、之を輔く、子將に如何にせんとする』。荀息曰く、『將に之に死なんとす』。里克曰く『益なし』。荀叔(荀息)曰く、『吾、先君と與に言えり。以て貳ある可からず。能く言を復まんと欲す。而るに身を愛せんや。益なしと虽も、將に焉ぞ之を辟けん。且つ人の善を欲する、誰か我に如かざらん。我は貳^{ふたごろ}なからんことを欲すれども、能く人に已めよと謂んや』と。

冬十月、里克、奚齊を次(葬礼の本殿)に殺す。書して『其君の子を殺す』と曰うは、未だ葬らざればなり。荀息將に之に死なんとす。人曰く『卓子を立てて之を輔けんに如かず』と。荀息、公子卓を立て、以て葬る。

十一月、里克、公子卓を朝に殺す。荀息之に死せり。君子曰く『詩(大雅抑の篇)に所謂「白珪の玷けたるは尚お磨く可し、斯言の玷けたるは、為^シむ可からず』とは荀息あり』と。

「史記晋世家の評語も左氏と同じいが、この詩の直後に「其荀息之謂乎、不負其言。」とわずかに一言を増すだけ。

これで荀息の忠義物語は終る。

「君子曰」は左伝には數十百回出てくるが、史記の「太史公曰」、漢書の「史臣曰」と同じく、「君子」の名を借りた左氏の評語であり、その中には「詩」を引くものが非常に多い、一つの型である。われわれからは「荀息は純忠なり」と言いたいところだが、さきに「穎孝叔は純孝なり」と評した左氏は忠には案外冷やかである。「玉のキズは磨けば直るが、言質は取消すことはできない、責任をとるほかはない」というのが、なにか、「さげすむ」ような響きが残る。忠義觀に対する日漢の相異であろうか】

〔經〕十年……晋の里克、其君卓を弑し、其大夫荀息に及ぼす。…

〔伝〕十年……

夏四月、周公^{忌父}・王子黨(周の大夫)斉の隰朋に会し、晋侯(夷吾)を立つ。晋侯、里克を殺して以て説く(二君を弑せし賊を討ずるを諸侯に告ぐる也)。將に里克を殺さんとするとき、公、之(里克)に謂わしめて曰く、『子微かりせば、則ち此に及ばざりしならん(晋君たるを得ざりしならん)。然りと虽も、子、二君と一大夫とを殺せり。子が君たる者、亦難からずや』と。対えて曰く、『廢すること有らずんば、君何を以て興らん。之に罪を加えんと欲せば、其れ辭なからんや。臣、命を聞けり』と。剣に伏して死す。是に於て丕鄭(里克の党

なれども秦に聘し且つ賂を縟れしを謝せり。故に及ばざりき(旅行中で難を免れた)。

〔伝〕十二年：

冬、齊侯、管夷吾をして戎を王に平げしめ、隰朋をして戎を晋に平げしむ。王上卿の礼を以て管仲を饗す。管仲辭して曰く『臣は賤しき有司なり。天子の一守なる国・高(国子・高子は、天子より命じて齊の守臣とせし者、皆上卿)の在るあり。若し_(子)春秋を節にして(春秋は朝聘をなす時)して來りて王命を承けば、何を以て_(三)礼せん。陪臣敢て辭す』と。王曰く、『舅氏、余、乃の勲を嘉し、乃の懿徳に應じ、_{（おも）}督（だまし）として忘れられずと謂へり。往きて乃の職を践みて、朕が命に逆うこと無かれ』と。管仲、下卿の礼を受けて還る。君子曰く、『管氏の世々祀らるるや、宜_{（よし）}なる哉。讓りて其上を忘れず。詩(大雅旱麓の篇)に曰く、「愷悌の君子は、神の勞する(いたはる)例なり」と。』

〔伝〕二十有三年

九月、晋の惠公卒す。懷公(惠公の子圉)、命づらく『亡人(懷公の叔父重耳、即ち文公)に従うこと勿れ。期を期して至らざるは、赦すこと無からん』と。狐突の子・毛と偃(子犯)と、重耳に従いて秦に在り。召さず。晋の公子重耳の、難に及びしき、晋人これを蒲城に伐つ(事、五年にあり)。蒲城の人、戦わんと欲せしに、重耳可かずして曰く『君父の命を保ちて(君たり父たる獻公より蒲城を守れとの命をうけたるをいふ)、その生禄を享け、是に於てか人を得、人を有（とも）ちて、校せば(抗敵する)、罪焉より大なるは莫し。吾其れ奔らん』と。遂に狄に奔る。従者は狐偃、趙衰(趙夙の弟)、顚頽、魏武子、司空季子(晉臣臼季)なり。狄人、廬咎如を伐ち、其二女叔隗、季隗を獲て、これを公子に納る。公子季隗を取りて、伯儻、叔劉を生む。叔隗を以て趙衰に妻わせ、

盾(趙宣子)を生む。 (耳) 将に斉に適かんとして季隗に謂つて曰く『我を待つこと二十五年なれ。 来らずして而る後に嫁せよ』。 対えて曰く、『我是二十五年なり。 又是の如くして嫁せば、則ち木に就かん(死んで棺に入る)。 請う子を侍たん』と。 (子) 狹に處ること十二年にして行る。 衛に過る。 衛の文公礼せず。 五鹿(衛の地)に出づ。 食を野人に乞う。 野人之に塊(つぶれ)を与う。 公子怒る。 之を鞭うたんと欲す。 子犯曰く、『天の賜なり』と。 稽首して受けて之を載す。 斉に及ぶ。 施の桓公之に妻わす。 馬二十乘(乗は四馬)あり。 公子、之に安んず。 従者以て不可と為し、將に行らんとし桑下に謀る。 蚕妾(さんざい)、其上に在り、以て姜氏(重耳の妻)に告ぐ。 姜氏之(蚕妾)を殺す。 而して公子に謂いて曰く、『子、四方の志あり。 其の之を聞きし者をば、吾、之を殺せり』。 公子曰く『之無し』。 姜曰く『行れ懐(戀着)と安(安逸)とは實に名を敗る』と。 公子可かず。 姜、子犯と與に謀り、醉わせて之を遣る。 醒めて、(重耳、去る志なし故に怒る)戈を以て子犯を逐う。 曹に及ぶ。 曹の共公、其駢脅(へなより)一枚肋(せきあね)なるを聞き、其裸を觀んと欲し、浴するとき薄りて之を觀る。 僖負羈の妻曰く、『吾、晋の徒者を見るに、皆以て国に相たるに足れり。 若し以て夫子を相けば、必ず其國に反らん。 其國に反らば、必ず志を諸侯に得ん。 志を諸侯に得て、無礼を誅めば、曹は其首ならん。 子盍んぞ蚤(はは)く自ら貳せざる』。 (曹人の重耳を冷遇すると異にして、之を厚遇する)と。 「この辺の前後は『小説』ふうで読者の好奇心をそそる」乃ち盤殮(はんとう)を饋り壁を貯(たま)く(皿に盛つた夕食を送るに託して、その中に壁をかくす)。 公子、殮を受けて壁を反す。 宋に及ぶ。 宋の襄公、之に贈るに、馬二十乘を以てす。 鄭に及ぶ。 鄭の文公も亦礼せず。 叔詹諫めて曰く、『臣聞く、「天の啓く所は、人及ばざるなり」と。 晋の公子(重耳)、(天ノ啓ク所)三つあり。 天其れ或は將にこれを建てんとす。 君其れ礼せよ。 男女同姓なれば、其生蕃(しげ)からず。 晋の公子は姫の出なり(晋は姫姓、重身の母は大戎狐姬、故に同姓)而れども今に至る。 一なり。 外の患(うけい)に離(かか)りて、天、晋国を靖んぜず、殆んど將に之を啓かんとす。 二なり。 三士(狐偃、趙衰、賈佗)の以て人に上たるに足るありて、之に従う。 三なり。 晋鄭は同脩なり。 其過(よぎ)る子弟も、固より

「春秋」とは何か(三) (高橋)

將に礼せんとす。況や天の啓く所をや』と。聽かれず。楚に及ぶ。楚子之を饗して曰く、『公子若し晋国に反らば、則ち何を以て不穀(諸侯の自称)に報いん』。対えて曰く、子女玉帛は則ち君これあり。羽毛歯革は則ち君の地に生ず。其晋国に波及する者は、君の余なり。其れ何を以てか君に報いん』。子楚曰く『然りと虽も、何を以て我に報いん』。耳重対えて曰く『予若し君の靈を以て晋国に反るを獲んには、晋、楚、兵を治めて中原に遇はば、其れ君を辟くこと二舍せん(三舍は九十里。古者、師行、三十里にして舍す)。若し命を獲ずんば、其れ左に鞭弭を取り、右に橐鞬(矢袋と弓袋)を屬けて、以て君と周施(相追逐する)せん』と。子玉(其志ルヲ畏レナ)之を殺さんと請う。楚子曰く、『晋の公子は(志)広にして(体)僕、文にして礼あり。其徒者は肅にして寛、忠にして能く力む』。晋侯(惠公)は親なく、外内、之を悪む。吾聞く、姫姓は唐叔の後、其れ後れて衰えん者なりと。其れ(興ル)将に晋の公子に由らんとするか。天将に之を興さんとするや、誰か能く之を廢せん。天に違はば必ず大咎あらん』と。乃ち之を秦に送る。秦伯、女五人を納る。懷嬴(子圉の妻)與る。(公子ノ手ヲ洗)匜(水を入れて注ぎかくる器)を奉げ與を沃ぐ。既にして之を揮う。(エイ)怒りて曰く『秦晉は匹(同格)なり。何を以て我を卑しむる』と。公子懼れ、服を降して囚す(上服を去り自ら拘囚して謝す)。他日、公、之を享す。子犯曰く『吾は衰の文なるに如かず。請う、衰をして從わしめよ』と。公子、河水(逸詩、河水の海に朝宗する義を取る、海を秦に喻う)を賦し、公六月(小雅、尹吉甫が周の宣王を佐けて征伐する詩、公子が晋に還らば必ず能く王国を匡さんことを喻う)を賦す。趙衰曰く『重耳、賜を拝せよ』と。公子降り拝して稽首す。公階一級を降りて(公子ノ)稽首す。衰曰く『君、天子を佐くる所以の者を称して、重耳に命ぜり。重耳敢て拝せざらんや』と。『詩を賦することによって自分の志を遠まわしに述べるということは当時の慣行らしく、左伝にはよく出てくる』

伝 二十四年(周襄王十六年)春王の正月、秦伯、之を納る(秦伯、重耳(文公)を晋に入れしなり)。書せざるは入るを告げさればなり。河に及ぶ。子犯、壁を以て公子に授けて曰く、『臣、羈絏(馬の轡)を負ひて、君に従いて天下を巡る。臣の罪甚だ多し。臣だも猶お之れを知る。而るを況や君をや。請う此より亡げん。』公子曰く、『舅氏(子犯は文公の母の兄弟なり、故に舅氏といふ)と心を同じくせざる所の者あらば、白水の如きこと有らん』〔誓の文句〕と。其璧を河に投す。河を済り、令狐を囲み、桑泉に入り、臼衰を取る。二月甲午、晋の師、廬柳に軍す。秦伯、公子翫をして晋の師に如かしむ。師退きて郇に軍す。辛丑、狐偃、秦、晋の大夫と郇に盟を高梁に殺さしむ。書せざるは、亦、告げざればなり。……

三月、晋侯、潛かに秦伯に王城に会す。己丑晦、公宮、火あり、瑕甥、郤芮、公を獲す。乃ち河上に如く。秦伯誘きて之を殺す。晋侯、夫人嬴氏を逆えて以て帰る。秦伯、衛(文公を護衛する兵)を晋に送ること三千人、実に紀綱の僕なり。……

晋侯、亡に従う者を賞す。介子推、禄を言わず。禄も亦(推)及ばず。推曰く、『獻公の子九人、唯君のみあり。惠懷(恵公と懷公)は親なく、外内之を棄てたり。天未だ晋を絶たず、必ず將に主あらんとす。晋の祀を主らん者は、君に非ずして誰ぞ。天、實に之を置けるを、二三子、以て己が力と為す。亦誣いざらんや。人の財を竊むをも、猶お之を盜と謂う。況や天の功を貪りて以て己の力と為すをや。下、その罪を義とし、上、其姦を賞し、上下、相蒙く。與に處り難し』と。其母曰く、『盍ぞ亦之を求めざる。(求メズ)以て死せば、誰をか懲みん。』対えて曰く『尤めて之に效うは、罪又甚だし。且つ怨言を出せり。其食を食まじ。』其母曰く、『亦(シテ)之を知らしめば、若何。』対えて曰く、『言は身の文(文飾)なり。身将に隠れんとす。焉ぞ之を文ることを用いん。是れ顛を求むるなり。』其母曰く、『能く是の如くならば、女と興に隠れん』と。遂に隠れて死す。晋侯

之を求むれども得ず。縣上(地名)を以て之が田と為して曰く、『以て吾が過を志し、且つ善人を旌わさん』と。
〔以上、介之推物語〕

經 二十有八年、春、晉侯、衛を侵す。晉侯、衛を伐つ。公子買、衛を戍^{しゆ}る。戌^{しゆ}を卒えず。之を刺す。楚人、衛を救う。三月丙午、晉侯、曹に入り、曹伯を執え、宋人に男^{あた}う。夏四月己巳、晉侯、齊の師、宋の師、秦の師、楚人と城濮に戰う。楚の師、敗績す。楚、其大夫得臣を殺す。衛公、出でて楚に奔る。五月癸丑、公、晋侯・齊公・宋侯・蔡侯・鄭伯・衛子・莒子に会して、踐土に盟う。陳侯、会に如く。公、王の所に朝す。六月、冬、公、晋侯・齊侯・宋公・蔡公・鄭伯・陳子・莒子・邾子・秦人に溫に會す。天王、河陽に狩す。壬申、公、王の所に朝す。……

「一年の「經文」としてはこれが最も長い、二百十五字。といつても諸侯の名が沢山並んでいるためで、事
件は必ずしも多くない」

伝 二十八年、春、晋侯、將に曹を伐たんとす。道を衛に假る。衛人許さず。還りて南河より済る。曹を侵
し、衛を伐つ。正月戊申、五鹿を取る。

〔長い戦陣の模様があるがいま略す〕

城濮の戦に、晋の中軍、沢に風ふき、大姉と左旃^{さん}とを亡い、祁瞞、命を奸す。司馬、之を殺し、以て諸侯に

狗え、茅侯をして之に代らしめき。師還る。壬午、河を済る。舟之僕、先ず帰る。士會、右を摂す(舟之僕に代りたるなり)。秋七月丙申、振旅し、凱して晉に入る。俘を献じ、馘を授け、飲至して大に賞す。(諸侯)会を徵して貳を討ぜんとす。舟之僕を殺し以て國に徇う。民是に於て大に服す。君子謂いらく、「文侯其れ能く刑せり。三罪(顛頽、祁瞞、舟之僕)して民服せり。詩(大雅民劳の篇)に曰く、「此中國を恵み、以て四方を緩んず」と。賞刑を失わざるを謂つなり」と。……

冬、温に会す。不服を討するなり。……是会や、晋侯、王を召び、諸侯を以て見ゆ。且た王をして狩せしむ。仲尼曰く、「臣を以て君を召ぶは以て訓とす可からず」と。故に書して「天王、河陽に狩す」と曰うは、其地に非ざるを言うなり。且つ(晋)徳を明らかにせんとなり。

伝 二十九年 春：夏…

秋、大に雹ふる、は災を為すなり。「災の様子はまるでわからない」

經 三十有二年 …… 冬十有一月己卯

晋侯重耳卒す。

經 三十有三年 春王の二月…… 夏四月…… 秋、： 冬十月、公、斆に如く。十有二月、：隕霜、草を殺す、李梅実る。「隕霜・李梅」には全く伝がない」

伝 文公二年…… 仲尼曰く、「滅文仲、其不仁なるもの三つ、不知なるもの三つあり。展禽(柳下惠)を下にし、六閑を廃し(六の閑所を廃して、寛太の譽を博す。しかし姦宄を詰するに由ながらしめ、陰に人民を囲ましむ)妾、蒲を織る(蒲は蒲席、家人、席を販ぐ、民と利を争うを言う)、三の不仁なり。虚器(無益の器)を作り、逆祀を縱し(夏父が僖公を躋すを聽せるをいう)、爰居を祀る(爰居は海鳥、魯の東門の外に居る。文仲以

て神となし、国人には命じて祭らしむ)、三の不知なり』と。

〔伝〕文公六年春、晋、夷(晋の地)に蒐し、二軍を舍つ(三軍の制に復す)。狐射姑をして中軍に將たらしめ、趙盾(趙衰の子)之に佐たり。陽處父、温より至る。改めて董に蒐し、中軍を易う。趙盾を能ありと謂い、曰く、『能を使うは国の利なり』と。是を以て、之を上にす。宣子(趙盾の謚)、是に於てか、始めて国政を為む。…

秦伯任好卒す。子車氏の三子・奄息・仲行・鍼虎を以て殉を為さしむ(殉死させた)。皆、秦の良なり。国人之を哀しみ、之が為めに、黃鳥(詩の秦風)を賦す。君子曰く、『秦穆の盟主たらざるや宜なる哉。死して民を棄つ。先王は世を違れども、猶お之に法を貽せり。而るを況や之が善人を奪わんや。詩(大雅瞻邛の篇)に曰く、「人の云に亡ぶる、邦国殄瘁す」とは、善人無きを謂うなり。之を若何ぞ之を奪わんや。古の王者は、命の長からざるを知る。是を以て、並に聖哲(主)を建て、(以テ民ヲ司)之が風声(風化声教)を樹て、之が采物を分にし、之が語言(善言)を著わし、之が律度を為り、之が芸極(準節)を陳ね、之を表儀(威儀)に引き、之に法制を予え、之に訓典(先王の書)を告げ、之に防利(悪をふせぎ利をおこす)を教え、之に常秩を委ね、之を道びくに礼則を以てして、其土宜(その風土に宜しき所)を失うこと毋からしめ、衆隸(民衆)、之に頼り、而して後に命に即けり(天命に即きて死ぬ)。聖王、之を同じくせり。今縱い法の以て後嗣に遺す無くとも、而も亦其良を収めて、以て死なしめんや。以て上に在り難からん』と。君子、是を以て、秦の復た東征せざらんことを知れり。…

八月乙亥、晋の襄公卒す。「後主擁立争いは略す」

閏月、朔を告げざるは、礼に非ざるなり。閏は以て時を正し、時は以て事(農事)を作し、事は以て生を厚くす。生民の道、是に於てか在り。閏朔を告げざるは、時政を棄つるなり。何を以てか民を為めん。

狄、我が西鄙を侵す。公、晋に告げしむ。趙宣子、賈季に因りて鄧舒(狄の相)を問い、且つ之を譲めしむ(其の魯を伐ちしを譲ざるなり)。鄧舒、賈季に問うて曰く、『趙衰・趙盾、孰か賢なる』。対えて曰く『趙衰は冬日の日なり。趙盾は夏日の日なり』と。(冬日は愛すべく、夏日は畏るべしの意)

文公十三年 四月 …… 郑の文公、繹に遷らんとす。史曰く、『民に利あれども、君に利あらざらん』。邾子曰く、『苟も民に利あらんことは孤の利なり。天、民を生じて、之が君を立つるは、以て之を利せんとなり。民既に利あらば、孤必ず與らん』。左右曰く、『命は長うすべきなり。君、何ぞ為さざる』。邾子曰く、『命は民を養うに在り。死の長短は時なり。民苟も利あらば遷らん。吉之に若くは無し』と。遂に繹に遷る。五月鄭の文公卒す。君子曰く、『命を知れり』と。

經 宣公二年 …… 秋九月乙丑、晋の趙盾、其君夷臯を弑す。冬十月乙亥、天王崩す。

伝 二年 ……

晋の靈公、不君なり。厚歛して以て墻に彫り、台上より人を弾して、其の丸を辟くるを觀る。宰夫(料理人)熊蹯を膾て熟せず。之を殺し、諸を畜に眞き、婦人をして載せて以て朝を過らしむ。趙盾、士季(隨会)其手を見、其故を聞いて、之を患う。將に諫めんとす。士季曰く、『(子考)諫めて入らずんば、則ち之を繼ぐもの莫けん。会、請う先んぜん。入らずんば則ち子之を継げ』と。三たび進んで溜(簷下の水溜の処)に及びて、而して後に之を見て曰く、『吾、過つ所を知れり。將に之を改めんとす』と。稽首して対えて曰く、『人誰か過たざらん。過ちて能く改むる、善焉よりも大なるは莫し。詩(大雅)に曰く、「初あらざること靡し。克く終あること鮮し」と。夫れ是の如くんば、則ち能く過を補う者は鮮し。君能く終あらば、則ち社稷の固めなり。豈に唯だ群臣のみ之に頗らんや。又詩大雅曰く、「袞職闕くるあれば(袞を着る君に過失あるときは)惟だ仲山甫之を補う」

とは、能く過を補うなり。君肯て過を補はば、袞廢れざらん』と。靈公猶お改めず。宣子(趙盾)驟々諫む。公、之を患う。鉏麑(晋の力士)をして之を賊(殺す)せしめんとす。晨に往けば、寢門闋けたり。盛服して將に朝せんとし、尚お早く、坐して假寐す。麑退きて(敬ナルヲ)歎じて言いて曰く、『恭敬を忘れざるは、民の主なり。民の主を賊するは、不忠なり。君の命を棄つるは、不信なり。此に一あらんよりは、死するに如かざるなり』と。槐(趙盾宅前)に触れて死す。「この死の意味は、われわれはよく理解できない」

秋九月、晋侯、趙盾に酒を飲ましめ、甲を伏せて將に之を攻めんとす。其右(趙盾の車右)提彌明、之を知り、趣り登りて曰く、『臣、君の宴に侍りて三爵を過ぐるは、礼に非ざるなり』と。遂に扶けて以て下る。公、夫の獒(猛犬)を嗾す。明、搏ちて之を殺す。盾曰く、『人を棄てて犬を用いる、猛しと虽も何をか為ん』と。鬪い且つ出づ。提彌明、之に死す。「死ななくともよさそうに思えるが」初め宣子、首山に田し、翳桑に舍る。靈輶(れいじょう)之を問う。曰く、『宦すること(人の臣隸となる)三年、未だ母の存否を知らず。今(ルコト)近し。請う以て之に(晋人)が餓えたるを見て、其病を問う。曰く、『食わざること三日なり』と。之に食わしめしに、其半を舍く。之を問う。曰く、『宦すること(人の臣隸となる)三年、未だ母の存否を知らず。今(ルコト)近し。請う以て之に遣らん』と。之を盡さしむ。而して之(その母)が為めに食と肉とを簞にし、諸を橐(袋)に實き、以て之に與う。既にして公の介(甲士)たるに與れり。戟を倒^{さかさま}にして以て(靈)公の徒を禦ぎて、之を免れしむ。『何の故ぞ』と問う。対えて曰く『翳桑の餓人なり』と。其名居を問う。告げずして退き、遂に自ら亡ぐ。乙丑、趙穿(趙盾の従父昆弟の子)靈公を桃園に殺す。宣子未だ(晋)山を出でずして復る。大史書して曰く、『趙盾、其君を弑す』と。以て朝に示す。宣子曰く、『然らず。』対えて曰く、『子正卿と為り、亡^はげて境を越えず、反りて賊を討ぜず。子に非ずして誰ぞ。』宣子曰く『嗚呼、詩(逸詩)に曰く、「我の懷、自ら伊の惑を貽せり」とは、其れ我を謂うなり』と。孔子曰く、『董狐は、古の良史なり。法を書して隠さず。趙宣子は、古の良大夫なり。法の為めに悪を受けたり。惜しいかな、境を越えれば、乃ち免れけんを』と。宣子、趙穿をして、公子黒臀(文公

の子成公)を周より逆^がえしめて、之を立つ。壬申、武宮に朝す。

「趙盾物語はこれで終る。鉏麑・提彌明の死、靈輶のこと、などは宣子を粉飾する「小説」のようで、われには実感の迫るものがない。

また大史の書、孔子の曰語は、あまりに形式的に過ぎ、読者を納得させるに至らないように思われる。

これは日漢人の人生観、処世観、歴史観の相異と漢文というものの独特的表現法によるのであろうか。

左伝には各国間の戦略、戦陣の模様を詳述したところがかなりの部分を占めるが、それは単に攻防、勝敗を述録するだけでなく、戦陣戦法に関する論義が長々と展開され、それが政治にどう反映されるかまでに及ぶもので、戦陣もまた、勝敗、利害を超えた礼教忠義節[：]を離れることができないものようである。すると左伝は文学であると同時に礼教の書でもあるのである。このことは読者が自ら味読するばかりはない」

杜預の左伝注について

春秋左氏伝は一般に杜預の注釈が行わっているが、その注釈には看過できない歪曲、作偽があるので一、三^を附記して読者の参考に供したい。

一、僖公四年伝：初晋献公欲以驪姬為夫人。卜之，不吉，筮之，吉。公曰從筮，卜人曰，筮短龜長，不如從長。且其繇曰，專之渝，攘公之羣，一薰一蕕，十年尚猶有臭，必不可。弗聽，立之。生奚齊，其娣生卓子，及將立奚齊，既與中大夫成謀。姬謂太子曰，君夢齊姜，必速祭之。太子祭于曲沃，帰胙于公。公田，姬寘諸宮，六日公至，毒而獻之。公祭之地，地墳，予犬、犬斃，予小臣、小臣亦斃。姬泣曰，賊由太子、太子奔新城。

积例：毒酒經宿輒敗而經六日、明公之惑　　毒酒は一夜過ぎれば腐つて効かなくなるものなら、犬や小臣が死ぬ以上はそれが新毒であることは明瞭である。それに気付かぬのは献公が驪姬にホレ込んでボケてしまつてゐる証拠である、とするのはあまりにも短絡にすぎる。また毒は一夜で無効になるとは杜預自身の恣意の判断ではないのか。

二、文公十五年伝　：三月、宋華耦来盟。其官皆從之、：公與之宴。辭曰、君之先臣督、得罪於宋殤公、名在諸侯之策、臣承其祀、其敢辱君、請承命於亞旅。魯人以為敏。（杜預：無故揚其先祖之罪、是不敏、魯人以為敏、明君子所不與也。）故なく自分の先祖の罪を揚言するのは、「敏」とは言えない。魯人が「敏」というのは、君子はそれに與しないということを明らかにするものである。一何というばかげた解釈だろう。「國」名の下に「人」を直接して、「齊・秦・晉・鄭・衛・楚・宋・杞・邾・ヒト」と読む詞は左氏伝、古今の史書には無数に出てくるが、「春秋」は魯の史記である関係で、魯人という詞は左伝には十数回にとどまるが、魯鈍人の意味のものは一つもないことは杜預は誰よりもよく知っているはずなのに、あえて読者を愚弄して自分の高邁を誇ろうというのであろうか。

ところが唐の孔穎達は杜預を承けて：夫以鈍者称敏則明賢達所嗤——おろか者が「敏（かしこい）」と言うのは、賢明な人には笑われるということを証明するものである。（孔疏）といふ。

中国学者の古典解釈－伝・注・疏には往往この種の恣意の妄断や誤解があるということを特に注意したい。

三、經　僖公十有六年、春、王正月戊申朔、隕^{オツ}石于宋五、是月也：（日本では林羅山をはじめ漢学者はみな「宋に隕石あり五つ」と読むようだが、それは文法に合わない）

隕石：の解釈は、公羊伝がすでに誤っているのだが「その誤解は公羊伝の項で詳述する」杜預は公羊の説をそのまま承けているのである。すなわち「隕ちる」ときは、初めに音が聞こえるから「隕」字が前であり、次に落ちた処へ行つて見ると、それは石であり、更に数えてみると五つであった。いわゆる公羊の「聞見」順位説によつて、隕石の解釈をするのである。ところが、莊公七年には「夜中星隕如雨」の語があり、この方は動詞によつて、「隕」が名詞「星」の後にきている。杜預はこれを、次のように解釈するのである。

「星が遠方の山か川に落ちるのは見てゐるのだが、落ちた場所を確かめていないから「星隕」というのであり、僖公16年の方は、地面に落ちたところは見てゐるが、空から落ち始める様子は見ていないから「隕石」というのである。隕字を先にするか後にするかは、史家の見聞の相異によるのである。」

史家見聞の相違といふのは杜預のコジツケである。自然現象の表現では、自動詞を上にするというのが古今の通則である。が他の言語が加わるときは行文の関係で、往々動詞が下にくることがあるのであるのも古今同じ。例えば

動詞が上になる例

春秋

現代

隕霜不殺草(僖公33年)	……下霜	霜がふる
隕霜殺菽(定公元年)	……下霜	霜がふる
大雨あめ(隱公元年)	……下雨	雨がふる
大雨雪ふる(同前)	……下雪	雪がふる
雨雹ふる(桓公8年)	……下雹	雹がふる

古文

若_シ時_ノ雨_ノ降_ルガ (孟子)

動詞が下になる例

現代

会_シ雪_シ下_シ不甚寒 (世說)

「春秋」とは何か(三) (高橋)

天：沛然シテ 下シテ 雨シテ 雨ヲフラス
兩可

一夜北風起、白雪鋪滿地。

四、伝 昭公十九年春：夏、許悼公、瘧、五月戊辰、飲大子止之藥、卒、太子奔晉、書曰止弑其君、君子曰、盡心力以事君、含藥物可也。すでに大子止の過失による弑殺に定つたのだから、杜預が「医不三世、不服其藥、古之慎戒也」という彼自作の規制を設けて追討ちをかけるべきでないだろう。

古典の解釈で、歪曲やコジツケをすることは、杜預に始まつたわけでは決してない。春秋の三伝、なかんずく公羊伝は春秋を枉げて解釈しているところが多いのだが、杜預はその春秋解例で「諸儒溺于公羊穀梁之説、橫為左氏，造日月褒貶之例」、妄以生義。此所以乘誤而謬戾也」(鎌田614)といつて彼より以前の学者の解釈の歪曲を非難しているのだが、清の洪亮吉は、今度は杜預の訓釈に対し「望文生訓」と称して、その依拠する所のないことを譏っているのである。(鎌田727)

「望文生義」とは、文面を見て、そこだけに思いつきのコジツケをしてつじつまを合わすことで、当然理の通らない妄断とならざるをえない。

学者個人の主観によつて古典に勝手な解釈を下すということは、古今を通じ中国学界の通弊のように思われる。鄭玄、孔穎達、顏師古、朱子：から現代学者に至るまで、みなその傾向がある。中国古典を読む者は、このことを充分に呑み込んでおくべきだろう。

(一九八二年十一月稿)